

すべて平易に!!
安城の姿を読めば解るように創る
= 伝統と文化
178,000人が解るよう

㊦ グループ

㊦ グループ

㊦ グループ

㊦ グループ

誇り・財産

自然環境	○ 自然環境 ● 豊かな安城 ● 田んぼ、緑		○ 田園風景 ○ 緑道 ● 皇居と同じ位の面積がある緑豊かな街、安城市 ● 安城市風景 いちじく 梨畑 ● 子ども育てる自然環境	○ 田園風景 ○ 緑道 ○ 湖川 ○ 水 ○ 環境 ○ 災害が少ない
歴史・文化	○ 先人が培ってきた歴史・文化 ● 安城の歴史と風土 ● 安城の誇り、歴史 ● 前文に歴史はいる？ いらない？ - いらない→しられる必要ない - いる→生きている背景 - 明治用水スピリッツ うけつぐ	○ 日本のデンマーク ○ 明治用水 ○ セタ ● まちの歴史(こう歩んできた)→日本のデンマーク ● 発展してきました	○ 日本のデンマーク ○ 明治用水 ● 安城市はかつて日本のデンマークと呼ばれたように、恵まれた田園風景に囲まれ、自動車関連企業も多く、<u>バランスのとれたまち</u>である。 ● 私たちの住む安城市は、碧海台地に明治用水を引き、荒れ野原を開拓して<u>住みよいまち</u>をつくってきました。 ● 碧海台地 みんなで一生懸命基盤を作った。住みやすいまちづくりを目指す ● 地理的な背景は必要↑大賛成 他の市も入れている ● 私たちが暮らす安城市は、安城ヶ原といわれた碧海台地を、先人の英知と開拓者精神によって、明治用水が開通し農業の先進地となり、近年は農地のほ場整備と道路網等の都市基盤の充実とあいまって、製造業・流通業が発展して、毎年人口の増加が続いています。 ● ほ場整備 安城の基盤整備の源 ● 県立高校があるのはこのおかげ ● 多くの人の協力で都市基盤ができた！ ● わたしたちの町安城市は、これまで培ってきたかけがえのない多様な地域性を生かし合いながら、<u>都市と農業が共生するまちづくり</u>を進めています。	○ 日本のデンマーク ○ 明治用水 ○ ものづくり ○ セタ ○ 三河万歳 ● このまちの特性を確認する ● 安城らしさ - デンパーク - 明治用水 - 日本のデンマーク ● 地域のまつり
農・工・商	● 農業社会の発展 ● 商農工のバランス			○ 農業 ○ 農工商のバランス
気質・精神	○ 風土や人の心 ● 明治用水の開拓精神	● 「郷土を愛し」	○ 共同共生の精神 ● 進取の気風 ● 私たちは、先人たちの「<u>進取の気風</u>」「<u>共に働き共に栄える精神</u>」を次の時間に引き継がなくてはなりません。 ● 進取の気風 共同の精神 はある。特長と言える。地域社会を今後支えていく	○ 共同共生の精神 ○ 行動力のある市民 ○ 勤勉実直 ○ 前向き ・ やさしい
豊かさ			○ 交通が便利	○ 豊か ○ 交通 ○ 施設の充実
地域社会				○ 古い集落と新しい町の共存 ○ 地域の結びつき
住みやすさ				○ 住みやすい ○ 子育てしやすい
その他	○ 市民主体のまちづくり	● 誇り	● 誇り・財産をベースにしてはどうか？この分野が一番熱い思い入れがある ● 3部構成にするか(過去・現在・未来) ● 誰をターゲットにするか？65%は明治用水を知らない	

② グループ

③ グループ

④ グループ

⑤ グループ

実現したい地域社会(わたしたちの願い、めざすまちの将来像)

願い	○ 心豊かなまち ○ 温もりに満ちたまち ● 健康で暮らせる町 ● <u>市民一人一人が幸せを感じるまちを育む</u> ● 市民本位の心豊かなまちづくり ● 住む喜びが実感できるまちづくり	を 発 展 さ せ た 新 た な 自 治 の か た ち や 市 の あ る べ き 姿	● 幸せを感じる ● 調和 ● 平和 ● 愛 ● きずな ● 信頼		● 農商工調和のとれた街 ● 恵まれた田園と自動車関連企業と共生する町づくり ● 農工商の調和のある町		● 住みたい町、ほこりのもてる町にしてゆく
農工商の バランス	● 安城の成長の限界 人口と農・工・商のバランス						● 農工商バランスのとれたまちづくり
安心・安全	○ 安心・安全なまち ● 安全で住みやすい町(交通、犯罪)		○ 安全安心 ● 安全で安心して暮らせる社会の実現をめざし、住みやすい(安心・安全)まちづくり ● 教育委員会条例 担当者を選出し、犯罪の防止と学生の安全に努める ● 安全な食糧の自給の出来る町		○ 安心・安全なまち ● 後世の人々に「安心して住める」と思わせたい ● 未来に向かって…子どもを育てるという気持ちが安心安全なまちにつながる		○ 安心安全な街 ● 安全で安心してすみよい町づくりを進める ● 少子高齢化社会における安全・安心
未来へ向かって	○ 誇り・財産を次世代に引き継ぐ、守り育てる ○ 住み続けたいまち ● <u>住み続けたいまちづくり</u> ● 持続可能の社会 ● 未来への引継ぎ ● 過去から受けついだ宝(豊かなもの)を育て、未来に橋渡しする ● 子供が夢をもてる町 ● 文化をひきつぐ						
地域社会の充実	○ 活力に満ちた地域社会 ● <u>地域社会の充実</u> ● 地域主権社会				● 人間が変わってる。昔の良い所を残す必要がある		
助け合い つながり	● 助けあうまち ● 市民一人一人が共生と共助の気概を育む		● 高齢者のたすけ合いの出来る町づくり		○ 共に働き共に栄える ○ たすけあい ● 障害者などがかきねをこえてつながる ○ 支えあう ● 働いている人、外から来た人も大事にしたい ● 市民の共有共感のある町 ● こどもの豊かな個性を尊重し ● わたくしたちの住むまち安城市は…これからも<u>子どもから高齢者までの誰もがまちづくりの担い手となって…</u>		● 各世代の交流を促進すること
誰もが住みよく	● 住みよいまち						● 子どもから高齢者・外国人が市民としてすみよい町づくりを担う
自然を守る					● 私たちは人々のたゆまぬ努力と協働の精神により発展してきたこのまちを、水とみどりが豊かで安心して暮らせるまちとして、次の世代に引き継ぐために、市民自らの力を合わせ努めていかなければなりません。		● 豊かな自然環境 ● 農業を守る ● 緑を守る ● 水を守る ● 次世代に伝える環境 ● どんな町にしたいか みどリー杯(大きな樹がほしい)
情報の発信 共有							● 開かれた社会(情報共有) ● <u>情報発信が自由に出来る</u>、わかりあえる社会づくり
その他	● 安城をどうしたい？		● 自転車条例 保険制度の加入自転車に掛ける市の補助検討		● 市民が生活を第一に考えた発展を続ける ● 環境首都安城にふさわしいまちづくり		

② グループ

③ グループ

④ グループ

⑤ グループ

自治の理念(めざす自治、自治体像)実現のために必要なこと

参画と協働	● 参画 ● 協働 ● 地方自治への参画 ● 新しく入った人と昔からいる人との協働 ● 市民・行政・議会三者の協働 ● 参加と協働	その実現には、市民の主体性や参加と共に自治の関係者の協働が重要であること	● 協働で「安城市」をつくる ○ 住民が互いに協力しあい	● 協働によるまちづくりを推進し、自立した地域社会の実現を目指すことを自治の基本理念におき、ここに安城市まちづくり基本条例を制定します。 ● 私たちは、人権を尊重し、自然環境を育み、楽しく幸せに暮らせるまちづくりを目指し、市民と市・市議会が協同して自治を推進する安城市基本条例を制定します。	● 市民・行政等の協働を強くうたう ● 市民・行政・議会が共に進めるすみよい町づくり
自立・能動的	○ 市民ひとりひとりが自ら考え、行動する「自治」が基本 ○ 主権者である市民の自主・自立 ● 自立 ● 自らの責任に於いて市民が1人1人行動し、市民活動に参画できる条例		○ 市民が自治を自覚して行動 ● 自立	○ 能動的 ○ 市民の自主・自立	○ 能動的自治 ○ 市民が自治を自覚して行動 ● 市民が主体となる能動的自治ができる町 ● 市民一人ひとりが自立して、自治を実現する
市民が主役	● 市民主権の地方自治の原則を定め、住みよい町づくり ● 市民主権 自立・自己責任・自助努力 ● 基本理念:安城市民憲章の理想のまちづくりを実現する。市民主役 ● 市民が主役 お客様			● ここに市民主体の…自治基本条例を制定します。 ● そのためには市民一人ひとりが自由な意思で、主体的にまちづくりにかかわることが大切です。 ● 逆ピラミッド 主体的な市民	● 市民自治
助け合い	● 自助 ● 自助努力 ● 自助・共助・公助の心構えを挿入		● 地域の連帯(町内会で、自治会で)	○ 自助・共助・公助 ● 安全安心なまちのために助け合い、支え合い、つながる、ともに栄える ● 自助・共助・公助 今これが問題 安城市内でも差がある。どう位置づけるか？	
役割と責任	○ 役割と責任の分担 ● 自己責任 ● 市、県との役割分担(位置付け) ● 執行機関の責務を明らかにする			○ 役割と責任の分担	○ 透明性・説明責任など
情報の共有	● 情報の共有化				● 市民・行政・市長が、役割を分担し責任をはたす
周知徹底	● 自治条例の周知徹底				● 自覚
その他	● 情勢・地方分権・規制改革 ● 基本原則:まちづくりの実現のため規則を作る		● 市議員条例 市会議員の総数の2割は女性とする	○ 人と人とのつながりを育む	● 社会的責任を自覚し、力を合わせる
					● 両方向の情報発信
					● 市民も、行政も、情報を発信し、協力し合う
					○ 安城独自の自治の精神

こんな条例にしたい

わかりやすく	● 分かりやすい言葉で ● あいまいな美辞麗句はイヤだなあ	制定する意義や決意			● すべて平易に
最高規範！	● 最高規範 ● 基本条例＝憲法				● 小学校の教材にもできるように、子どもにも理解できるように
その他	● 以降 総則 理念・目的・用語の定義 ● 前文(構成) 抽象的に具体的にか(実施事項) ● 前文(前提確認) ・分野別基本条例 ・個別条例 ・総合計画 ・個別計画(実施計画)		● 次の世代へ引き継ぐため ● 子どもたちも参加→将来につながる	● 前文の最後に”最高規範”であると入れたい ● 最高規範の文言は条文の中に入れる。第1条とか第2条でも良い！ ● わたしたち安城市は…という文言が良い ● 前文の理想 曲をつけて歌えるような心地よいものになるとうれしい	● 前文で安城市が理解できるもの
					● 基本理念 前文or本文 人権の尊重、住民自治に基づく 住民福祉の増進

○…他市町村事例、これまでのあんき会から
●…今回新たに出された 思い、キーワード、提案

【1. 前文】
3/31

■市民会議 STEP2 グループワークまとめ【2. 条例の目的】

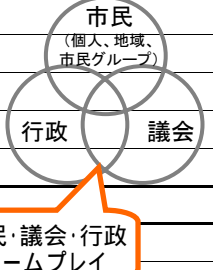
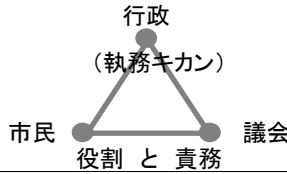
② グループ

③ グループ

④ グループ

⑤ グループ

定めるべき基本的な事項

自治の 原則・理念	● (目的) 市民自治 ● 自治の基本理念にのっとり、本市の基本的な原則を確認する	● 自治の基本原則を明らかにする 定めることで... ● 市民にわかりやすい条例 ● 市民に浸とうする条例		○ まちづくり・自治の基本理念を明らかにする ● 自治の基本理念にのっとり... ● 前文の基本理念に基づいて
役割分担	● 市民≡地域社会 権利 義務 責任 位置づけ ● チームプレイ ● 役割分担 ● 主権者の権利と責務 ● 市民と行政、議会との協調 ● 行政運営 共感できる 	● 市民、議会、行政の役割と責務を明確にする ● 市民と行政、議会との協働によるまちづくりをすすめる 	● 情報公開 市民参加 この2つを入れたい ● まちづくり ひっかかることば ● ハードにかたよりのあるイメージ	○ 役割分担・行政運営の原則を決める ● 基本原則・権利・責務 明らかに ● 市民・議会・行政の役割を定める ● 市民・行政・議会の協働 ○ 協働のまちづくりの推進 ● 目的 協働を第一とする ● 参画と協働⇒ルールとして確立⇒自治の実現
行政運営				
まちづくり？				

目的とする地域社会の実現

市民が主役	● 市民による自治の確立を図る もって自立した地域社会の実現を図る ● 市民の主体的な行動	● 自立した地域社会コミュニティをめざす ● 市民による自治をすすめる めざすところ		● 市民が主体のまちづくりを協働して推進する ● 市民による主体的なまちづくり
幸せを感じる		①自治の実現 ②まちの実現 ● 市民の「<u>幸せ</u>」の実現 在りたい姿		● このようなまちを実現 みんなが幸せを感じられるまち
つながり 助け合い	● 共生・共助 ● 自助・公助・共助 ● 市民の連携意識 ● 市民の間のたすけあい	● 地域内での信頼関係 (絆) つながり ● 自分の想いを気にせず何でも伝えられる		
住みやすい 住み続けたい まち	● 本市に生活することに喜びを感じ「暮らし続けたい」 ● くらしつづけたい！ ● 老人が安心して元気に暮らせるまちづくり			● 安全・安心な住みやすい地域社会 ● 安全・安心の住みよいまちづくり ● 暮らしやすく個性豊かで活力に満ちた地域社会をめざす ● 豊かで潤いのあるまちづくりの実現を図る ● いつでもどこでも一人一人が大切にされる町づくり ● 子どもから高齢者に住みよいまちづくりをめざすための条例
その他	● 市民として誇れる ● 市政の自治改革 ● 男女共同参画		● 町民に身近な政府として…(栗山町議会条例より) ↑ 地方政府を示している(ガバメント) 安城でもいいたい	

その他

その他	(目的) 第1条 この条例は、分権と自治の時代にふさわしい、町民に身近な政府としての議会及び議員の活動の活性化と充実のために必要な、議会運営の基本事項を定めることによって、町政の情報公開と町民参加を基本にした、栗山町の持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。	● 栗山町の例 おきかえる 町民→市民 議会→市民・議会・行政(執行機関) 議会運営→市政運営	● 目的は条例にとって核になるものでとても大切
-----	---	---	---

ん グループ

会 グループ

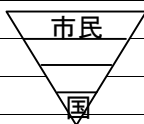
用語の定義

わかりやすく	● 自治基本条例は、小学校高学年の理解できる分かり易い用語、言葉を用いる ● カタカナ用語ではなく日本語表記及び、在住外国人の方にも分かるように説明を行う	
市民		● 市民とは・住民・働く人・学ぶ人
執行機関		● 市民 市の区域内において居住する者、働く者、学ぶ者、事業を営む者又は活動する団体 ● 執行機関 市長、教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、農業委員会及び固定資産評価委員会をいいます(それぞれ職員を含む)
参加と協働		● 参加 市民が安城市づくりに主体的に参画、行動すること ● 協働 市民、市議会及び市の執行機関が、それぞれの役割及び責任のもと、自主性を尊重し、対等な立場で連携し、協力して安城市づくりをすすめること
まちづくり？		● 安城市づくり 私たちを取り囲んでいるすべての環境の中で、市民が幸せに暮らすまちとしていくためのあらゆる 活動及び事業をいっ ● 市＝組織×まちづくり ● ハード+ソフト まちづくりの定義？

■ 市民会議 STEP2 グループワークまとめ【4. 条例の位置づけ】【20. 条例の見直し・改正】

㊦ グループ		㊧ グループ		㊨ グループ		㊩ グループ	
条例の位置づけ							
最高規範性		○ この条例を最大限に尊重 ○ 法律の範囲内で… ● 最高規はんとしての位置づけ ● 位置付け 最高規範を入れる	● 最高規範 ● 最高規範ならOK！ ● 多摩市ぐらいでよい	○ 他の条例・規則等を制定・実施する場合、この条例を最大限に尊重 ○ 遵守 ○ この条例の趣旨にのっとり ○ 他の条例・規則の体系化 ○ この条例に即した分野別基本条例の制定			
条例の体系化		● 個別の条例を別に決める。言葉を入れる ● 13番の中で住民投票もできる ● 制定は出発点である ● 細かい事を言うほど条例が抽象的になる ● 市長が公約で当選した場合、整合性	この条例は、私たちのまちの自治について、最も基本的な理念及び行動原則を定めるものであり、市が定める最高規範です。				
条文の順番は？			● (条例の位置付けは、条文の)前の方に置く！ ● 見直しは(条文の)最後の方(またあとで話し合おう！)				
条例の見直し・改正							
見直しは必要！	● 必ず見直す	● 条例が機能しているのか検証が必要(チェック点検) ● 常に見直しができるようにする ● 見直しの余地をのこす		● 条例の理念が守られているか定期的にチェック！	● 時代と伴に流れる条例があってもよい ● 見直し条項は必要である。常に市民と伴にある条例 ● チェックとしての条項を必要とする。 ● チャンスを保証する ● 一般の市民は法的には素人である。(見直しを要する) ● 常に社会情勢は変化するので、見直し規定は置くべきである。(4年毎に審議会を置き、検討する)		
簡単には変えないよ！		● 条例は簡単には変えられない ● 市長の独断で条例が変更されないように		● 市長が変わっても変わらない条例	● 見直し規定を入れなくても良いと思う ● 見直し規定を入れる必要はないと考える ● 見直すなら…「別に期間を設け」判断 ● (見直しが必要かは)枝しだい		
見直しのタイミング	● 条例は社会の変遷、市民のニーズを尊重して、5年以内に再審の機会をつくる ● 時代の変遷社会状況に応じて見直す ● 期限付き。市民の意思がなければ失効	● 定期にあると、見直すことになれば、期間が来たら、機械的に作業しなければならない ● 市民からの見直し提案があった場合、どうするか ● 飯田市 社会の変化→市民の変化	● チェックが大事 4年くらいのサイクル ● 最大4年 2年くらいでも ● 漠然とすると市長がやる気ないとやらない ● 市長が変わったら、評価、検証。必要あれば見直し ● 市は社会の変化に対応して、本条例が第1条の目的を達成するために必要がある時は条例の見直しを行います。 住民投票	○ (4) 年以内ごとに χ(エックス) ○ 社会の変化に対応して ○ 必要があるときには ● 市民のニーズに対応するために5年ごとに見直す ● 不具合が発生した場合見直すことができる			
見直し検討の場は？	● 5年ごとに必ず改正する。その際は今回のような市民ワークショップを実施する	● 見直しも市民参加を担保する ● 審査会をどうするのか ● 第三者機関による	● 市民からなる検証委員会	● 審議会チェックor見直し規定 ● 審議会のありように規定設定を要する			
意見の取り入れ	● 制度(条例)は、住民投票の結果を尊重(有権者の1/50)して改善を	● 転入者の視点をふまえることが、近視眼的にならない ● 市民の意見を取り入れる ● アイデアを取り入れる					

○…他市町村事例、これまでのあんき会から
●…今回新たに出された 思い、キーワード、提案

②グループ		③グループ		④グループ		⑤グループ	
参加と協働							
市民主体	● 公正・公明で市民主体の市政	○ 住民主体 1 住民自治の原則	● 市民が主役	● 市民が主役となり、意見を出し合い、協議しあえる機会があること。またそれを反映していくこと	○ 市民が主体	○ 住民主体の地方行政	あらゆる面で環境に配慮し、バランスのとれた行動をするを原則とする。
		● 地域のことは市民の参加を得て、市民の総意に基づき、その責任において行うことが必要です			● 逆ピラミッドで		
		● そのためには、市民一人ひとりが主体であること、それぞれの人権が保証され、その個性と能力が充分発揮されることが必要です					
		● まちづくり(自治運営)において、最も基本となる原則と考えます					
市民参加	● 市民は自らの意思で参加	2 参加の原則		● 市民参加	● 市民の参画		
	● 市民参加の原則	● まちづくり(自治運営)は、自治体のメンバーが積極的に参加してはじめてつくることができます		● 市民参加	● 市民参加の場の保障		
	・まちづくりは平等	● 特に、主権者である市民は、まちづくりの当事者として、企画・立案、実施、評価の各段階で主体的に参加する必要があります		● 市民が自由に発言できるまち(市民参加)	● 市民が主体の市政への参画		
	・市民参加の機会を保障	● 自治基本条例において、参加の原則を定めることにより、その重要性を再認識することが重要を考えます					
協働しよう	● 市民参加を図る						
	● 市政への市民参加 協働によるまちづくり						
	● 執行機関は政策の立案・実施について市民の参画を促すものとする	4 協働の原則(一緒にやる協働と一緒にやらない協働)		● 協力し合うこと(地域でも、行政・市民でも…)	● 協働	● 自治の基本原則 協働と参画	
	● 議会の透明化を促し、常に市民と一体化を図る(公聴会の制度化)	● まちづくり(自治運営)は、行政、議会、市民がそれぞれの責任と役割に基づき、お互いに特性を尊重しながら協力し合うことが必要です			● 自治と市民との円滑な協働		
対等の立場で！	● 市民参加を図る	● 協働は、行政や議会だけでなく、市民や市民活動団体も公共主体であるという考えであり、新しい自治の基本的な考えであり、自治基本条例の基本原則に不可欠と考えます					
	● 市民参加を促す行事を行政は立案すること	○ 対等なパートナー			○ 対等なパートナー	● 対等の立場の(市民・市・県・国)原則で	
	● 参加と協働	● 対等なパートナー			● 双方向 行政、市民が対等になれるようにする(情報・責務)	● 行政と市民の役割分担	
	● 市民・議会・行政相互の交流を活性化する	○ 対等な立場での協力					
市民議会行政 役割分担	● 行政…明確なデータ等に基づき、道を提案する。市長に正しく伝える				市民	● 意見を出し、意見をきく	
	● 市民…市民の意向に基づき、行政案を審議する					● 自覚(市民としての)	
	● 市民…みずからの意思に基づきギ会を選ぶ					● 市民の責任(発言と行動に対しても)	
	● 「市民参画」をあらゆる場にもってくるという、ギ会の存在イギは？					● 自発を促す	
					行政	● 行政の責務	
						● 市民の動きやすい体制	
						● 市会、行政、市民との風通しをよくする体制	
						● 公平・平等な行政	
					議会	● 市民に開かれた行政	
						● 子どもから高齢者までの声が反映される市政	
						● 議会の責務の明確化	

あらゆる面で環境に配慮し、バランスのとれた行動をするを原則とする。

㊦ グループ

㊨ グループ

㊩ グループ

㊪ グループ

情報の共有

情報の共有	● 市民への情報伝達を徹底する条例づくり ● 情報の共有 市民→行政→議会	3 情報共有の原則 情報のキャッチボール ● まちづくり(自治運営)は、市民自らが考え、的確な判断を下し、行動するためには、正しい情報は欠かせません ● 住民自治活動に参加したいという興味や意欲を喚起し、実際に参加を得るには、行政や議会が保有する情報を市民が共有する必要があります ● そのためには、行政や議会が市民に情報を提供することが不可欠です	● 情報公開 ● 情報公開(ネットとか誰でも見やすく)	○ 市民同士の情報共有 ● 情報の共有 市⇄市民 ● 情報共有の原則 情報への権利 説明責任 参加原則 byニセコ ● 情報の流れの良い 市民⇄議会・市
情報公開				○ 情報公開 ● 情報の公開
説明責任				○ 説明責任 ● 透明性・説明責任

自立した自治体運営

市政運営の原則	● 市政運営の基本原則	○ 自治法に規定されている「自治責任」の原理原則が今の安城市に足りているのか？ ⬆ 危機感なし ● 平均点のような市に感じる	● 計画・実行を検証することによってよりよい市(まちづくり)をつくる	● 安城市における”自治”とは何か？ ● 市民・議会・市長・事業所が役割を担う町づくり
財政自治			● 自治の基本原則 ①市政への参画 ②協働によるまちづくり ③情報の共有 ④財政自治の原則 ● 財政自治 将来につけを残さない	● 財政自治
県・国との協力				○ 国・県との対等な立場での協力
最高規範	● 市民・議会・行政はこの条例が最高規範であることを位置付ける ● 最高規範			

地域理解の促進 / 人材育成

地域社会の確立	● 地域主権の確立に力を合わせる(市民主権) ● 多様で個性豊かな地域社会を築く	5 市民の自由な選択 ↓ ● 市民がどこかでつながっている安心感 ● 横軸(横のつながり) ←→ 目的を共有する人達の集まり ex. NPO New ● 縦軸(縦のつながり) ↑↓ 安城市の住民自治といえば町内会 元祖 ● 町内会など現場のあり方 ● 自治会のあり方 ● 町内会に入りやすい ● 自治会の自立 ● 町内会の自治運営能力をそだてる ・ 加入率の低下 ・ 年齢・地域の温度差 ● 今以上に活性化しましょう		
NPOなど市民の活動				
町内会・自治会				● 自治会町内会の位置付け 市政の代表であるという意識にかえる
人材育成	● 人づくり 自治(将来の自治)を担えるような人間力のある人を育てる			

㊦ グループ

㊧ グループ

㊨ グループ

㊩ グループ

基本的人権を尊重したまちづくり

基本的人権の 尊重			● 市政全体の福祉の向上	○ 基本的人権を尊重したまちづくり
				● 一人一人の人権が守られる町づくり

継続的・創造的なまちづくり

子ども			● 子ども	
環境			● 創造性のある子どもが育つ環境づくり	
			● 環境は入れたい！	● あらゆる面で環境に配慮し、バランスのとれた行動 をすることを原則とする
			● 農業は難しいけど環境は…	
			● 環境がいいというが古くからいる人からすれば、環 境は悪くなっている	
			● どうやって基本原則へ環境を盛り込むか	
			● 宝塚市の例	
			● 入れ方が難しいね	
			● 環境、安心→住みやすいまちづくり	
			● 環境というけど 自然環境に対する認識は少ない	
			● 安城市にとっての環境は？	
水・緑			● 市民一人一人の意識として…残したい	(まちづくりの基本理念)第2条 (3) 豊かな自然環境と歴史・文化の息 づく都市の景観が美しく調和し、花や緑 があふれ、環境にやさしい、個性と魅力 のあるまちづくり
			● 環境首都はここ数年のこと。 この中に含めなくても…	
			● 憲法に環境というテーマを入れるなら(より身近な) この条例で	
都市像			● 豊かな自然環境を育むまち(水とみどり)	
			● 水と緑を大切にすること	
まちづくり			● 自然を念頭「地球規模」	
			● 都市像を入れたい	
			● NYのセントラルパーク周辺は税金が高い。こういう 価値観…	
			● 「補完性の原理」に基づいてまちづくりを進める	
	● まちづくり ・ふれあいと連帯 ・福祉とおもいやり ・豊かな人間を育てる ・快適な自然豊かな ・安全安心のまち			

地域の資源を活かす

地域の資源				○ 地域の資源を活かす(自然や歴史、人材)
-------	--	--	--	-----------------------

その他

その他	● まちづくりの理念 市民 議会 行政)共通			
	● 市民≡住民 市政の受益者は住民だけではない→現行選挙制 度に足りないことだ			
	● やりたいことを決めるのではなく、しなければなら ない事をきめなければならない条例づくり			
	● 他市の事例を見てみて…「条例で位置付けないと 出来ないことなの？」と思ってしまう			

○…他市町村事例、これまでのあんき会から
●…今回新たに出された 思い、キーワード、提案

■市民会議 STEP2 グループワークまとめ【6.市民の権利】

②グループ		④グループ		⑥グループ		⑧グループ	
市民の権利							
参加する権利	○ 等しくまちづくりにかかわる権利	○ 参加する権利		● 市政参加		○ 参加する権利	
	● 審議会に市民が積極的に参加。(公募)できる制度を確立			● 市民の権利 ①市政に参加すること			
	● 公共的活動に参加する権利			● 市民の権利 ・活動に参加する ・知る ・学ぶ			
	● 市政に参加する権利			● 協働する権利			
	● 議員の懲戒権を付与する						
意見を表明・提案する		○ 意見を表明・提案する権利		● 市民の権利 ④意見交換ができる		○ 意見を表明・提案する権利	
知る権利	○ 知る権利	○ 知る権利		● 情報公開		○ 知る権利	
	● 情報公開			● 知る権利			
	● 情報公開を入れる。			● 市民の権利 ②市政に関する情報を知ること			
	● 行政・議会の情報を積極的に開示を求める						
	● 個人情報の保護						
地方自治法で定められている権利	● 平等にサービスを受ける権利	○ 地方自治法で定められている権利(行政サービスを等しく受ける権利)		● 行政サービスを等しく受ける権利		○ 地方自治法で定められている権利	
	● 行政サービスを平等に受ける	● ①地方自治法に定める権利 ←→ 公共サービスをうける権利		● 市民の権利 ③行政サービスを受けること		○ 行政サービスを等しく受ける権利	
		● ②「自治(まちづくり)」に参加する権利					
		● ③「(行政)情報を知る権利」 → は欠かせない					
基本的人権	● 市民としての幸せを求めていく権利	○ 基本的人権				○ 基本的人権(個人として尊重)	
	● 弱者は暮らしをサポートを受ける	○ 幸せを感じる 格差があっても誰でも共通する想い、それは幸せを感じる感性だと思うから基本条例の理念としたい					
	● 権利救済制度を設ける						
安全安心な生活を営む						○ 安全・安心な生活を営む権利	
子どもの権利				● 子供の権利			
学ぶ権利				● 学ぶ権利		○ 学ぶ権利	
その他							
市民の定義		● ①「自治(まちづくり)の主体であることを認識・自覚」し、②「自治(まちづくり)の主体にふさわしい行動」をとることを期待されていることを前提に定義することが必要					
		● 上記を前提にするのであれば、					
		①「狭義の市民(住民)」の他					
		②「コミュニティ」(地域コミュニティ:町内会など、目的地域コミュニティ:NPOなど)					
		③「事業者」を「市民(広義)」に含めるべき。					
		● 事業者も市民であり、事業者の与える大きさを考えると、市民の定義の中に含め、事業者の責務をきちっと条例に規定すべきでは					
		● 学校	} これらも含めたらどうか？				
		● 議員も市職員も市民として自覚も必要					
		● 外市からの在勤、在学者など					
	権利濫用の歯止め		● ①市民は対等な立場で権利を行使できる				
		②市民は権利の行使にあたっては、これを濫用してはならない					
		などの権利の濫用の歯止めの規定が欲しい					

■ 市民会議 STEP2 グループワークまとめ【7. 市民の役割と責務】

② グループ

③ グループ

④ グループ

⑤ グループ

まちづくり・自治の基本理念にのっとる

自治の基本理念

○ 自治の基本理念にのっとる

自覚～参加

自覚	● 自らの発言及び行動に責任を持つ ● 自分でできる事は自分でする	○ 自覚～参加 ○ 自治の主体としての自覚 ○ 自らの発言と行動に責任 ● ①自治(まちづくり)の主体であること認識・自覚し、 ②自治(まちづくり)の主体にふさわしい行動をとることは欠かせない。また、 ③「市民憲章」を尊重することを反映すれば、市民憲章と自治基本条例との関係が明確になる	● 市民の活動を互いに尊重し、自らの発言と行動に責任を持つ ● どういう風に市民が役割を果たすのか？	○ 自治の主体としての自覚 ● 自治の主体としての自覚＝市民としての自覚 ○ 責任と役割の自覚 ● 責任と役割の自覚 ○ 自らの発言と行動に責任
ルールを守ろう	● 市民はルールを守る事 ● 制度化されたことは、実践し常に改革の気概を保つこと ● ルールを守る ● 定められたことは必ず実行する	● 根付いている！		
積極的に	● 必要な情報は自分で得る 受身にならない ● 積極的に行動する	○ 自らなすべきことを考え行動する		○ 自らなすべきことを考え行動する
市政への参加	● 市政参加 ● 市民の役割・責務・市政への参加 ● 自分のエゴだけでなく、“安城市”のことを考えて参加しよう ● 投票しよう！ 「地元だから」「若いから」「〇〇党だから」はナシ！		● 市民参加 ● 市政に参加 ● 投票に行く義務がある ● 行政に参加すること	
地域への参加	● 地域活動に参加しよう！	● 会社、学校などを除く、どこかのコミュニティに参加しましょう ● ↑あえて責務にするのはどうか 他班にも聞きたい!! ● 自分の意思で参加できないような方は？ ● これを責務とすると、例えば市長(行政)の役割として、それをフォローするために施策を盛り込む必要がでてくるなど	● 町内活動参加 ● とおり近所との交流をする ● 公共の利益及び地域社会の発展に寄与すること	● コミュニティの存在？の必要性 ● コミュニティの役割を認識 ↑これって何？ ● 町内会の在り方の検討
まちづくりへの参加			● まちづくりに参画する義務	
行政、議会をチェック！	● 市議員の監視 ● 行政の相対効果と評価制度を確立すること ● 参政権は確実に履行し、常に行政会議の状況を把握すること			

㊦ グループ

㊧ グループ

㊨ グループ

㊩ グループ

協働

助け合い	● 相互扶助の気持ちを養い、実行する ● 一人は万人のために 万人は一人のために			
互いを尊重	● 主権者と相互に尊重して条例と規則を厳守する ● 自治の主体の自覚 互いに尊重と協力して推進する ● 他人(関係者)の尊重	○ 「お互いさま」と相手を思いやれるとよい ○ 相互に基本的人権を尊重		
情報を共有	● 情報を共有する		● 市民間のコミュニケーションを良くする	
行政に協力	● 行政に対して協力			
議論しよう			● 公の結婚相談所を作る そうい議論ができる場が大切	

行政サービスに伴う負担

行政サービスに伴う負担	● 行政サービスに伴う負担をする ● 市政の運営の費用を負担しなければならない ● 納税	○ 行政サービスに伴う負担(行政サービスに伴う負担を分担) ● 応分の負担 ⇒ 財源確保も必要なんで	● 行政サービスに伴う負担を分担する	● 行政サービスに伴う負担
-------------	--	---	--------------------	---------------

その他

公共の福祉	● 権利行使にあたり、公共の福祉、次世代の将来に配慮			
市民が主役			● 市民が幸福になれる条例。目線を市民に	
子育て			● 子育ての良い環境を作る 男女協働参画	
おもいやり			● 子供を健全に育てていく責務	
自然・環境			● 高齢者を大切にする責務	
その他			● 自然や環境を守る責務	
			● 役割と責務についての担保どうするか	

■ 市民会議 STEP2 グループワークまとめ【8. 議会の役割と責務】

この項目はぜひ
「議員発案」して頂きたい！

① グループ

② グループ

③ グループ

④ グループ

自治の基本理念にのっとる

自治の基本理念	● 市民、行政と協働して、基本条例の理念の実現に努める		● 自治の基本理念にのっとり、その権限を行使し、自治を推進しなければならない ● 議会基本条例。基本原則を定める	
---------	-----------------------------	--	---	--

誠実な職務執行

誠実な職務執行		● 議員の役割と責務 ①公正・誠実な職務の遂行 ②自己研鑽・政治倫理の確立 ③市民との意見交換(情報公開・説明責任) ④政策提言権の向上 等を、議会だけでなく、議員に関する役割と責務も条例に織り込みたい		
総合的な視点	● 安城市が良くなる事を考え活動を行う！		● (政策が)市民のニーズとズレていないか 市の全体ニーズを汲んでいるか	● 議員は地元だけでなく、市民全体を見る目をもつ
市民の代表として		● ③-2 市民参加 (一度の選挙の信託にとどまらず、さまざまな機会・方法を使った市民参加を行うことにより、議会の市民代表性を強化することを宣言)	● 二元代表制を意識	● 地方自治の要(二元代表のーツ)
市民の意見を反映	● 主権者の声をよくきき、代弁者としての職責を果たす ● 市民意見の反映 陳述人、参考人等の信用 ● 市民の意思が行政に反映される ● 市民の意思を行政に反映させる ● 市民の意思が市政に反映されるように市民の声を聞くこと ● 議員運営の向上 適時期に基本事項については、住民・市民の意見を確認する。公聴会一会議		● 市民との意見交換 ● 議員と市民の懇談会を開催してもらいたい	
プロ意識をもって	● 自己研さんに努める ● 必要な情報は自分で入手すること ● 議会の質門項目を役人に訊かない ● 地域の御用ききとならない		● 議員さん自身が行政内の勉強した上で議員に立こうほする ● 議員さんが専門性をもった上で得意分野を管理してもらう ● 議員は行政管理するために 専門性を職員以上に勉強した上で管理する	

② グループ

③ グループ

④ グループ

⑤ グループ

情報公開

情報公開	● 情報提供、整理 ● 保有する個人情報の保護と情報公開 ● 情報公開！！今みたい ● 自身の政治活動内容は全て情報公開すること ● 市民に情報提供し、情報の共有を図る ● 提出予定の条例に対する事。前公開をする ● 議会活動は常に透明性を保つ	● ③市民に開かれた議会になること ・ ③-1 情報公開・説明責任 （議会活動に関する市民にわかりやすく説明する責任を果たすと共に、積極的に情報を公開することを宣言）	● 議員会だよりの充実 誰が何を言ったのか ● 政務調査費の公表 ● 議会運営の情報公開を十分に行う	○ 開かれた議会運営 ● 議会としての情報公開の拡充 ● 積極的な情報公開の方法を考える ● 情報公開をしているがその情報を市民がつかみにいくという自覚をもつ
説明責任	● 議会活動について、情報を市民に分かりやすく説明		● 対市民全員に説明、後援会だけではダメ ● 議会運営を市民にしっかり説明する ● 議員さんの出前説明会	○ わかりやすく説明する責任 ● 議員が議会の内容の報告会をする（地域ごと） ● 議会としての説明責任 ● 議員としての説明責任

機能・権限

行政のチェック	● 行政の監視 ● 行政の仕事が適当かしっかり判断、質問を ● 市政運営が適正に行われるようチェックする ● 執行機関の検査及びけん制 ● 執行機関の検査及び監査の請求 ● 市政に関する調査及び関係機関に意見書提出 ● 常に全ての条例の有効性を確認する	● ②行政の監視機能	● 市政経営が適正に行われるよう。調査し、監視、政策立案等を果たす。	● 行政のチェック
重要事項の決定	● 重要事項を議決 ● 条例の改廃、予決議の認定	● ①意思決定機能 ● ③-3 自由討議 （議員相互の自由討議により議論を尽くして合意形成を行うという原則を宣言）	● 議会の自由討議の拡大	
提案・立案しよう	● 議員提案を活発化する ● 議員は常に政策勉強に努めると共に、議員提案の条例の立案に努める	● ④政策立案 （行政とは別に、独自の政策立案や政策提言に取組むこと）	● 行政をチェックするだけでなく、政策立案する力をつくる ● 議会は政策立案につとめる ● 議員は政策・立案が仕事。チェック説明責任。	● 政策立案(条例をつくる)
その他	● 議会機能の確認 ● 議会の役割をはたす			

自立的な組織体制の整備 / 機能的な組織

評価制度	● 議員に対するQC制度の導入 ● 議員の政治活動に対する評価制度を導入 ● 議員定数制ではなく、点数制にする		● 議員報酬は現状のままに総議員数を減らし一人一人の議員の責任を重くする	
自立	● 議会の自立			
その他	● 町内会 & 経済団体等を投票母体としない	● 議員のみなさんで考え、提案してほしい。 ● その提案が市民に受け入れられるかどうか	● 高齢者が安心して生活するよう議会に望む	● どういう議員を選ぶかが市民の責務

: 役割 : 責務

○…他市町村事例、これまでのあんき会から
●…今回新たに出された 思い、キーワード、提案

■ 市民会議 STEP2 グループワークまとめ【9. 市長の役割と責務】

	② グループ	③ グループ	④ グループ	⑤ グループ
自治の推進				
自治の推進	● 市の自治を発展させる			○ 自治の基本理念・原則の推進
条例の遵守	● 政策形成が自治条例に従い推進調整	● 市長は自治基本条例を守っているのか、市民に評価を受ける ● 市長は自らのマニフェストより自治条例を優先する ● 市長は自治基本条例を守る	● 自治基本条例を遵守し、自治を推進しなければならない	○ 条例の遵守
市民の意見を聞こう	● 市民の意向を把握する	● 常に幅広い情報収集 ● 市民の意見を広く聴く機会を積極的に設ける	● 市長への手紙等で市民の意見をさく ● 市民の意見を進んで聞く機会を設ける	
機能・権限				
基本方針を示す	● 市政の基本方針を出す ● 明確なビジョンをしめす ● 毎年の目標と達成度を公開すること		● 市長は進行方向を決めた後は職員に責任を持たせて途中けいかをチェックする	● 市長は方向性を明確に出す
市政の執行	● 市民の福祉を向上させる政策を推進 ● 第7次総合計画の基本に従って事務執行する	● 安城市の学術・文化発展に寄与		
効率的な行政運営				
効率的に	● 行政手続の整備 ● 行政組織の自己改革 ● 効率的な行政運営 ● 事務執務には最少経費で最良の行政サービス	● 行政運営でなく行政経営（健全財政）に改めるべき ● 市の行政の中で必要な業務を常に見直す ● 政治責任を具体的に表現すると「自治体経営（地域資源〔人、もの、金、情報、権限等〕を最大限に活用し、市民福祉の実現を図ること）の長であること」	● 効率的な行政運営に努めなければならない	○ 誠実・公正・民主的・能率的・迅速・柔軟 ○ 総合的な行政運営
誠実に	● 議会とは、是々非々の態度を保持する ● 他市の状況やはやりに左右されず本当に安城市のためになることを政策として遂行する	● 公平・公正 ● 「地方自治法に定める役割（執行機関全体に共通する役割と責務）」	地方自治法 第百三十八条の二 普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う	
迅速、柔軟に	● 行政課題に対応できる、機動的柔軟な組織運営			
民主的に	● 法治による行政運営			

② グループ	④ グループ	⑥ グループ	⑧ グループ
--------	--------	--------	--------

行政の代表者としての責務

市の代表として	● 市を代表する ● 市長らしいことの実施			○ 行政の代表者としての責務
市民の信託を認識		○ 市民の信託を認識 ○ 信託に応える	● 市民の信託にこたえる	
責任を果たそう	● 結果責任は必ず負うという自責の念を持つ ● 常に最終責任は自身が負うという気概を持つ ● 責任は行動で示すこと	● 「まちづくりを推進するため、<u>リーダーシップ</u>を発揮（<u>縦割りの調整</u>）し、政治責任を果たすこと」 ● リーダーシップを備える		
公約は大切！	● 選挙公約を役人につくらせない ● 選挙の公約を当選後変えない ● マニフェストを提示する		● 市長の公約 ← 役割と責務 ● 市長は立候補のときの公約を遂行すること ● マニフェスト公表 ・評価（自己と第3者）	

職員の能力向上

意欲・能力の向上を	● 職員の能力向上に努める ● 市職員のやる気を出す様な行政運営評価をする			○ 職員の使命感を醸成
職員を指揮・監督		● 指導力の発揮 ダメなものはダメ ムダなことはやらないことをハッキリ云う		○ 市職員を適切に指揮・監督

その他

出資団体の役割と責務		● 出資団体の役割と責務を定める場所がないため、市長の役割と責務として、「出資団体の健全・適正な運営を図るための指導・助言などの役割」規定をしたい ※出資団体とは 例えば「デンパーク」など市が出資した団体		
その他			● 市民の意見を聞いて、公営の結婚相談センターを作って ● 産休とか主夫休暇とも必要だが、子作り人口増加をして車輪となる制度、増産の予算をつける	

: 役割
 : 責務

○…他市町村事例、これまでのあんき会から
 ●…今回新たに出された 思い、キーワード、提案

■市民会議 STEP2 グループワークまとめ【10. 職員の役割と責務】

	㊦ グループ	㊦n グループ	㊦き グループ	㊦会 グループ
自治の推進				
市民主権！		● 市民との協働を推進する	● 市民の声に耳をかたむける ● 市民の力が引き出せるように市民を喚起すること ● 地方公務員法を守って、職務を遂行する	○ 条例を遵守 ○ 条例の原則に基づき職務を遂行
条例を遵守	● 法を遵守する	● 職員も市民により条例を守っているか評価を受ける ● 職員は自治基本条例を積極的に守り、行動しなければならない ● 自治基本条例を守る		
役割の認識				
地域の一員		● 自らも地域の一員であることを自覚する ● 必要な情報。地域の収集に全力を注ぐ		○ 地域の一員であることを認識
市の奉仕者として	● 大多数の市民が望む仕事をする ● 税金から給与が出ている事を自覚して仕事をする事 ● 職員らしくことを行う ● 市民全体のため働く ● 私的な感情論で事務選択をしない	● 自治の重要な担当者である職員の ①心構え（職員倫理規定を遵守すること） ②具体的に行うべきことの要点を条例に反映できるとよい	● 法律を守る事は大切で有るが法律の範囲内で地方の発展の為に応援する	○ 市全体の奉仕者としての認識
公正・誠実・効率的な職務執行				
公正・誠実に	● 誠実且つ公正に業務の執行 ● 公平に誠意を持って仕事する	● 公平、公正	● 市民全体の奉仕者として公正かつ誠実に全力をあげて職務を遂行する	
柔軟に	● 臨機応変の対応に努める ● 適材適所に努める	● トップダウンにとられない発案	● 法律は法律だが、個人の責任の上で他人迷惑を掛けない範囲で解決する	
効率的に	● 1人1人の独立性を高める ● 市民の声をよく聞き、考え、現場第一主義に徹してもらいたい ● 先例、失敗にとられず、現実を考慮して対処してほしい ● 前例踏しゅうを打破する		● 職員は効率よく仕事をし、ムダな残業はせず、早く帰る	
情報公開	● 全ての情報を公開する（結果だけでなく過程も）	前例踏しゅうは×		
公正な評価	● 年齢に合わせた昇格、昇給制度はやめ		● 給与は能力主義へ移行すること	
接客・接遇	● 職員は市民とたくさん友達を作る。仕事がしやすくなる ● 市民をお客様あつかいしない（同じ安城市の仲間） ● 主権者に理解できる言葉を使う ● 市民に対しわかりやすく、ていねいに応対 ● 市民に対しては常に笑顔で接する ● 市民と接する機会が多いので協調を意識する ● 市民と行政の橋わたし役を果たすこと			
知識・技術等の向上				
スキルの向上	● 自己改革に努める ● 知識や技能の向上 ● 職務遂行に必要な技術の向上 ● 市民に対し分かりやすく説明できる能力を有すること	● 能力向上に努める	● 行政施策 政策立案 能力の向上 ● 職務の遂行に必要な知識、技能等の向上に努め常に研修に努めなければならない	
専門性を！	● 持ち場のプロ 5～8年同じ場にいる職員がいてもいいんじゃない？ ● 条例、規則等の関係事項の理解を深める	● プロ意識をもつこと。いろいろな現場に立ち合わせる	● 専門性を持ち民間よりも知識と経験をもつ事	

● : 役割 ● : 責務

以上の内容は職員の皆さんで考え提案してほしい

■ 市民会議 STEP2 グループワークまとめ【11. 市民参加】

㊦ グループ

㊦ グループ

㊦ グループ

㊦ グループ

市民参加の推進

参加の機会をつくろう！	● 市民参加の機会をつくる ● 積極的に参加し最後まで見とどける	● 多様な参加の方法を用意する	● 行政が参加できる風土をつくる ● 市民参加を公表したりPRする ● 安城市民1人1人が主体的に参加してまちづくりができること ● 学校運営への市民参加	● 市民の参加の下で市政が行われること
参加の保証	● 多くの市民の参加機会を保障 審議会の公募、意見の公募、多様な参加手法を用意	● (1)市民参加の理念を実現させるためには、<u>参加のための制度や手続きを明確にして、参加の機会を保証</u>する必要がある (2)又、特に重要な施策の①立案、②実施、③評価の各段階で、その対象となる事案の性質や影響を考慮して、最も適切かつ効果的と認められる市民参加の手続きを行うことを明確にしておくことが重要である		
参加する権利	● 市民の権利、利益の保護 ● まちづくりの参加に平等の権利			● (多治見市)18条 市民参加の権利 参加しなくても不利益はない
誰でも参加	● 社会的、経済的環境の違いや、国籍、信仰、性別、心身の状況などに差別的取扱いを受けない ● 個人を大事にする(御用団体等を見直す)			

参加の方法

パブリックコメント	● パブリックコメントを活用し、意見希望を受け入れやすい体制を作る	● <u>パブリックコメント</u>	● パブリックコメント	○ パブリックコメント
委員の公募	● 各種の審議会等積極的に参加	● ③審議会や懇談会等への委員としての参加 ● 審議会に市民公募を必ず入れる ● 公聴会		○ 委員の公募
公聴会				
委員の公選			● 各種委員会・審査(議)会は市民が公選すべきである	
評価制度	● 市民参加による行政、議会、市民の評価制度を作り評価する ● 事業を実施する 〃 を選択する 政策評価を実施			
アンケート		● ①アンケート調査		
ワークショップ		● ②ワークショップ (参加者が意見交換や共同作業を行いながら合意形成を図る体験型の参加形式)		

② グループ

③ グループ

④ グループ

⑤ グループ

市民参加のルール

参加のタイミング	● 総合計画、重要な計画を策定、見直すときに市民参加 ● 重要な条例、規則など制定、改止するときに市民参加 ● 地域の活動・計画づくりにも参加する権利がある	● 立案・計画時に市民を参加させる ● 計画段階から公表していく ● (2)又、特に重要な施策の①立案、②実施、③評価の各段階で、その対象となる事案の性質や影響を考慮して、最も適切かつ効果的と認められる市民参加の手続きを行うことを明確にしておくことが重要である	● 策定過程への市民参加 ● 市長マニフェストの市民評価	○ 企画・実施・評価の各過程の市民参加
ルールの確立	● 市民参加 ルールを確立する ● 自治組織(町内会)に参加し意見、要望が発言できるルールづくり	● ワークショップ、審議会や懇談会などへの市民参加は、 ①市民委員の公募原則 ②委員の構成任期 ③委員の選考手続き などを定めたい	● 市民参加のルール 公ポ市民をする	○ 市民参加のルール ● 多治見市 18条 19条 ● (多治見市)19条 市民参加の推進
誠実な応答	● 市民からの意見に対して誠実に応答 ● 耳障りな事をネグレクトする ● 自分の考え方が反映されていないからといって「市民の声を聴いていない」とは言わない			

多治見市市政基本条例
(市民参加の権利)
第18条 市民は、市政の主権者として、市政に参加する権利があります。
2 市民は、市政に参加しないことを理由として、不利益を受けることはありません。
(市民の参加の推進)
第19条 市は、多くの市民の参加機会を保障するため、審議会の委員会の公募、意見の公募などの多様な参加手法を用意しなければなりません。
2 市は、市民からの意見に対して、誠実に応答しなければなりません。
3 市は、次に掲げるときは、市民の参加を図らなければなりません。
(1)総合計画などの重要な計画を策定し、見直すとき。
(2)重要な条例、規則などや要綱(政策、事業の基準を定めた文章をいいます。以下同じです。)を制定し、改正し、廃止するとき。
(3)事業を選択するとき。
(4)事業を実施するとき。
(5)政策評価を実施するとき。

その他

市民の心がまえ		● 自治の担い手としての意識を持ちます ● 自発的に参加する ● 市民も情報を共有する ● 市民参加に必要な情報収集に努めます ● 市民参画条例を別に定めること		
別に条例を定める				
ボランティアの推進			● みどりの町づくりなどボランティアで参加する ● 障害者のバリアフリーをボランティアで援助してほしい ● 防災、交通安全に出来る限り協力する	

■ 市民会議 STEP2 グループワークまとめ【12. コミュニティ(市民活動支援含む)】

② グループ

③ グループ

④ グループ

⑤ グループ

行政は... 役割の認識

コミュニティの位置付け	● 市はコミュニティ自主性、自立性を尊重 ● コミュニティサービスの選択権をみとめる ● 自治会、町内会、NPO等の位置付けを明確にする	● 5. 基本原則の通り	● 地域自治区(必要に応じて)都市内分権	● 「町内会」と限定しないなら「コミュニティ」として町内会に入会しない人も含める ● コミュニティには色々ある ● 地域コミュニティ ● 町内会と？ コミュニティ？
志縁の会の位置づけ	● 地縁だけでなく、志縁会も困んだ会の設置 ● 町内会だけでなく志縁会のようなものにも事務局をつくる			
意見の反映			● 市は市民による自治を拡充し共働によるまちづくりを推進するため地域の住民の意見を市政に反映する	

行政は... 市民活動支援

活動への支援	● 活動を必要に応じ支援しなければならない ● 活動に呼応した財政支援制度を制定する ● 誘導、支援等を明確にする		● 市民活動報償金制度を作る。全然ないと長続きしない	
活動を促すしくみづくり	● NPO団体、ボランティア団体の結成を促す施策を推進する ● 市民活動を推進するしくみをつくる ● 新しく安城に入ってきた人へのコミュニティ案内			

市民は... 役割の認識

役割の認識	● 主体的にまちづくりに取り組む ● 自分でできることは自分で家族や地域でできることはその中で協力して行う		● 行政におまかせしない	● 参加する人の気持ちしだい
地域の担い手として	● 市民はコミュニティの役割を認識して守り育てる ● 地域社会の担い手		● 自治協議会「…望ましい」うたっていくか？	

市民は... 組織体制の構築

町内会を見直そう	● マンション住民にも町内会に入りやすくする		● 町内会の見直し(あるべき姿) ● 町内会運営民主化 ● コミュニティの情報公開(町内会)	● 自治を進める単位 どのように助けあえばよいのか ● 町内会が働きかけて組織率を上げる努力 ● 市の条例なので、実情を踏まえれば「町内会」という言葉を入れるべき
----------	--	--	--	---

■ 市民会議 STEP2 グループワークまとめ【13. 住民投票】

② グループ

③ グループ

④ グループ

⑤ グループ

住民投票

必要？	● 基本条例に挿入し、市民(有権者)に市政に関心と責任を持たせる ● 常設し、行政に緊張感を持続する ● 住民投票条例を(この条例と別には)つくらない	● いる いない	● 住民投票条例を作る方法もある ● 自治基本条例に入れなくてもいいという意見もある ● 何のために入れるのか？	● 住民投票を条例に入れるべきである ● 絶対必要 ● 「できる規定」なら条例に入れても可 ● 自治条例で入れてその後の流れがよく解らない
市民の声を聞く方法として				● 道具として持っていれば本当に必要なとき使える。市民の声を聞く一つの方法。市民と行政のギャップを知ることができる
結果の尊重	● 結果対応を明確にする ● 重要事項を意見。直接確認 市民・議会・市長)の結果を尊重			● 市政の決定について住民投票もできるという選択肢を増やすという意味で規定する意味がある
議会との関係は？				● 住民投票の項目を置くことにより、重要案件にについて市民の声が反映できる
設置の形態		● 個別設置型 常設型	● ギ会を否定することにもなる	● 投票結果の取扱い ↑をきちんと公表することが大事
市民の評価		● 住民投票は市民の評価を受ける		● 住民投票は必要なこと。結果を尊重してほしい ● 議会への信託がくずれた時の必要性？ ● 議会は大事だけど 議会≠住民の総意ではない ● 「住民投票が絶対必要だ」というなら反対→(結果)議会軽視

実施に必要な事項

対象とする案件			● 市長は市政に係る重要な事項について条例で定めるところにより住民投票を実施すること	● 何に対して(どのような案件)住民投票が必要なのか
有権者の対象など	● 必要に応じて別に条例で定める ● 年令、必要投票数、投票実施の条件 ● 18才以上の住民 住民投票請求権 ● 住民だけでいいのか		● 風俗営業又は公害に関するときは住民投票を必要とする	
詳細は別条例	● 必要に応じて別に条例で定める			

■ 市民会議 STEP2 グループワークまとめ【14. 情報公開、個人情報の保護】

	② グループ	④ グループ	⑥ グループ	⑧ グループ
情報の共有				
情報公開の推進		● 情報公開の必要性 ● 個人情報保護の重視 ● 自治基本条例で担保	● 情報公開 市は市政に関する情報を積極的に市民に公開しなければならない ● 原則公開	● 情報公開を行う行政・議会が積極的に行うことを条例に入れるべきである ● 個人情報の保護をする必要性がある以外はすべて情報公開する
情報公開の範囲	● 市は情報公開制度を設けなければならない 1) 市の保有する情報を公開 2) 何人も情報公開請求できる 3) 全ての情報を請求できる ● 市民に何を公開すべきか基準を明確にすること ● 大プロジェクト推進時はステップ毎に経過を公開の事		● 実支出の内容を出すべきだ ● 議会の委員会(の中継)公開	● どこまでの範囲を公開できるか ● 市民にとって重要なことが公開されているのか? ● 行政文書の情報公開 ● 審議会の傍聴を可能にすべき ● 審議会の内容を公開してほしい
情報公開の方法	● 積極的に情報(個人情報を除く)を開示できるシステムを作る		● 市債の推移の公表、公報への掲載	● 情報公開の方法(HP・広報) ● 情報弱者の救済を!
行政の情報公開	● 行政) 手持ちの情報を知らせる(でないと請求するものが解らない) ● 行政の情報と市民の情報を共有すべき ● 行政・議会がもっている情報は無条件に公開されるべき(個人情報を除く)			
議会の情報公開	● 議会) 手持ち情報の公開 ● 議会) 手持ちの情報を知らせる(でないと請求するものが解らない) ● 「会派」にかかる事項の説明・公開 ● 議会の審議状況はその都度開示する(開示議事録等) ● 政調費の使途については、常時閲覧に供すべき			
わかりやすい情報を	● 情報公開 分かりやすい言葉(曖昧でない) 具体的な中身のある公開 ● 市政に関する正確でわかりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう情報の公開			
知る権利の尊重	● 市政について市民が知る権利がある ● 市の保有する情報は市民の共有財産		● 知る権利は市民の共有財産、迅速かつ容易に情報公開	
個人情報の保護				
個人情報の保護	● 個人情報 市民の権利権益の保護を図るため、個人情報の適正な保護に努め ● 市民は自らに関する個人情報の開示・訂正・削除、利用停止を請求する権利 ● 市職員の個人情報の漏洩に関しては重い罰を設ける		● 個人情報の保護 市は市民の個人情報に関する権利を保障するとともに個人情報を適正に管理します ● コミュニティの個人情報の取扱について	● 個人情報の保護 ● 個人情報をどのように定義するのか?

■ 市民会議 STEP2 グループワークまとめ【15. 説明責任】

	② グループ	④ グループ	⑥ グループ	⑧ グループ
説明責任				
説明責任	● 主権者の疑問・質問には、納得できる説明責任をもつ ● 説明者がPRに努める			
わかりやすく適切な説明	● 当然すべきもの 5W1Hを明確に ● 時期を失しない。的を得た説明を行う ● 説明手法・タイミングを良く考えて行う ● 相手の意思・意見を確認できるように	● 説明は小学5年生でもわかるように説明を行う	● 財政状況の公表 市長は財政状況及び財産の保有状況を市民にわかりやすく公表しなければならない ● 市長・執行機関は政策等の立案・実施または評価のそれぞれの過程において市民にわかりやすく説明しなければならない	○ わかりやすい情報提供 ● わかりやすく ● 行政によるわかりやすい計画施策の説明 ● 説明してくれる部署や担当を明示する(誰に聞くのがてきせつか)
各過程の説明	● 市は公正で開かれた市政の推進のため、意思決定の内容と過程を明らかにして市民に説明する責任を負います ● 説明責任 市政について 条例について 不祥事について		● 計画に対する実施状況を当事者と第三者による報告 ● 総合立案に至る説明を市民に公開する	● 市の施設を新たに立地する時市民に説明する ● 市の新年度予算案を作成する前に市民に説明する
議会・議員の説明責任		● 議会活動は常に透明性を保つこと	● 市会議員の各町内に出前に意見を述べ、市政を説明する ● 議会報告会 ● 議会だより ・賛否の公表 ・審議内容	● 議員さんに議会の説明責任があるとおもう(議員個人の意見でなく、議会内容について) ● 議員の活動の説明責任
市長の説明責任			● まちかど座談会を毎年 ● 市長への手紙で市民の意見を聞く ● マニフェスト達成率について ・自己評価 ・第3者評価の両方を公表	
説明責任の主体		● 説明責任の主体 ①市 ②議会 ③広義の市民(市民、市民団体、事業者、NPO法人等)		
多様な媒体で				● 文書にて説明する ● 広報を通して説明責任を果たしているが、十分とは言えない
責任の範囲は？				● 説明に対してどこまで責任を持てばよいのか ● 市民も情報を必要とするように責任をもつ
責務に含む情報の共有		● 責務に含む(個別ではいらない) ● 市民に情報を提供し、情報の共有を図る		
応答責任				
誠実な応答	● 市民意思の反映、手続きの過程 ● 説明結果を有効に生かすこと			

■ 市民会議 STEP2 グループワークまとめ【16. 市政運営・組織】

	② グループ	④ グループ	⑥ グループ	⑧ グループ
行政運営				
効率的かつ効果的		● 最小の経費で最大の効果をあげるように努める	● 執行機関は地域の諸資源を最大限に活用して、最小の経費で最大の効果を上げるよう市政運営を行います	
総合計画に即した運営	● 現行組織の事業を積み上げた総合計画作成はない	● 総合計画に基づく市政運営	● 施策の「計画」「実施」「評価」「改善」を行うも「わかりやすさ」「公開性」「公平・公正」「効率性」	● 市総合計画に準じた進捗
条例・政策の体系化	● 条例体系をつくる ● 法令(条例・原則等)に基づく行政運営 ● 市独自条例の整備(国・県からのものが多い)	● 条例の趣旨にのっとった総合計画を策定すること ● 自治基本条例にそって、その理念を最大限生かす市政の運営と組織にする	● 総合計画にない事業は原則行わない。総合計画にない事業は説明責任	
市民ニーズの把握		● 市民ニーズの把握に努め、迅速に対応する ● 運営:計画、立案時に市民に参加させ意見をもとめる。聞くこと。説明会を聞く	● 市民との懇談会を通じて市政に反映してほしい	● 市民ニーズを把握しているか
情報公開		● 積極的な情報公開を原則とする ● 総合計画の内容と進捗状況の公表 <u>市民にわかりやすく</u> ● 立看板等で何条例にはというビジョンの姿を示す	● 市が関係する特殊法人の毎年の事業計画と業務実施の状況を毎年報告	
改善の市政を！	● 市政は前例主義を排し、改革改善を主体に推進する ● 市政の原則と制度を継続的に改善し続けなければならない			
審議会	● 審議会 公開に努める ● 審議会役目の明確化			
新しい視点		● 運営・組織共にこれからは新しい事例が発生するから、新しい知識と新しい知見をもってほしい。でないと正確な判断が出来ないと思う		
補完性の原理			● 補完性の原理に基づいて市政運営	
柔軟なサービス			● 行政サービスの適正なアウトソーシング(委託、指定管理)	
行政のチェック			● 土日休日に電話相談サービス	
教育について			● 収わい、不正が行われないように監視する制度を作る ● 議員はしっかり行政をチェックする ● 教育に関すること ● 市は教育に関する基本原則を教育基本条例に	

② グループ	③ グループ	④ グループ	⑤ グループ
--------	--------	--------	--------

行政組織

効率的・機能的な組織	● 機能的な組織の整備	● 機能的な組織運営 →時代毎に変化する市民ニーズに対応した部署配置 部署同士の連携強化…横断的な課題処理	● 行政が縦割りで組織されているのもっと総合的であったほうがよい ● 時代に合わせて市役所の組織を統合、又は廃止する	○ 効率的・機能的な組織 ○ わかりやすい組織 ○ 柔軟な組織編成 ● 効率的で柔軟な組織運営 ● 柔軟な組織を目指す？結果として行政各員が職務を確認しているか？
人材の配置・登用		● 適正な人事…適材適所、職員の資質向上	● 市の市所長は行政全般について説明・解決できる人を配置してほしい ● 議員も行政の責任者、長に≡内閣制 ● クリティカルアポインティ	
わかりやすく	● 相乗的な効果を上げるよう努め、簡素で分かりやすくするよう努めなければならない			
市長の指導力発揮！		● 組織：市長に強い指導力発揮してほしい、ダメなのはダメ、ムダなものはやめる		

協働

市民と協働 市民参加	● 押し付けの行政でなく、市民と協働・共有を推進する			● 市政運営に関して市民参加の機会が増えている ● 情報共有原則の下に市民参加の機会を保障すること ● 計画に対しての評価する場(市民参加)のPDCA
---------------	--	--	--	---

	㊦ グループ	㊦ グループ	㊦ グループ	㊦ グループ
行政評価				
行政評価	● 本来に市民(市)のためになっているか、しっかり評価する ● 行政改革 市政運営について在り方を見直し、質を向上させるため行政改革を進めなければならない ● 政策の合理的な選択と質の向上のため政策の立案、決定、実施と評価という過程を確立し、行政評価を実施する	● 市民の満足度向上のために実施	● 執行機関は施策、事業等の成果を市民に明らかにし、効果的かつ効率的な市政運営を行うため行政評価を実施し、公表	○ 行政評価(客観的・公正な行政評価/外部評価も含めた検証/市民参加の行政評価/条例の適切な運営をチェックする付属機関の設置) ● 費用対策効果と市民の満足度と不満点を含め、総合的に行うこと
市民による評価	● 行政改革に市民の参加を経て、総合計画との調整のもの策定 ● 行政評価は市民を主体とした評価委員会で裁定する ● 対象となる市民のキボを明確に	● 市民参加の外部評価を行う ● 行政評価においては、ブータン国において幸せのモノサシとして「GNH(国民総幸福)」という「幸福指数」なるものがあるように、安城市においても市民がどの程度幸せを感じているのか数値化し行政への評価、参考にし公開をする	● 行政サービスに対する住民評価 ● 住民満足度評価 ● 子供の満足度評価	● 行政評価を専門家にまかせるのではなく市民を主役とする ● 行政評価に市民・学職経験者を加えることにしたい ● 計画に対しての評価する場を設定する(市民参加)PDCA
第三者による評価	● 評価は自己評価でなく、公平な第三者で評価できるシステムを作る	● 執行機関は、NPO・オンブズマンなどの第三者機関による客観的な評価を得て、情報の公開を行う	● 市長マニフェスト ・自己評価 ・第三者評価	● 安城市の将来を見据えた評価、外部機関を入れた評価をする ● 第3者による評価の仕組み(外部評価・市民評価)が必要
評価基準を明確に	● 評価メジャーを明確にする ● 評価のモノサシを事前に決める ● 定量的条件を入れた行政評価を行うこと ● 費用対効果を明確に ● 評価手続きを明確にする			
評価対象	● 行政評価は首長、議会、行政職員は個々に行う(目標管理の設定とその達成度) ● 評価しやすいような計画をつくる	● 施策、事業等の進捗状況や成果を発表する ● 総合計画に基づく事業の成果を測定		
システム導入			● 自治ナビ	
その他	● 行政手続の整備	● 各部署に(課)に行って、色々説明を求めた時、よく理解出来ないことがある ①専門知識を持ってほしい ②訪問(市役所に来た時)した時、人が替っていて、いつ・何のこととかになるため、訪問した時、用件を記入する制度が必要ではないだろうか ③キチンと早く処理している部署もある(道路管理など)皆さん喜んでいる		
結果の取扱い				
結果の公開	● 評価結果を市全体で共有する	● 行政評価の結果の発表	● わかりやすい評価の公開を	● 外部評価を実施し公表すること ● 行政評価は必ず公表すること ● 大事なものである。もっと評価委員会が公開されるべき
結果の有効活用	● 行政 結果を有効に生かす			
事業の見直し	● 行政評価 市民から明らかに評価されない事業についてはすみやかに見直すまたは事業の中止をする ● 低評価であった事業についてはただちに見直し又は中止にすること	● 結果→市政運営に反映(PDCA)今後の方針を、市民とともに検討(推進?/見直し?/廃止?)		

■ 市民会議 STEP2 グループワークまとめ【18. 財政運営】

	② グループ	④ グループ	⑥ グループ	⑧ グループ
財政運営				
健全な財政運営	● 計画的、健全な財政運営を図る	● 安定した財源収入に努める	● 市長は財源を効果的かつ効率的に活用し、自主的かつ自律的な財政運営を行うことにより財政の健全性の確保に努めます	● 健全な運営←チェックはどこですか
効率的かつ効果的な運営	● 最小費用で最大サービスに努める ● 負担の受益のバランスをとる	● 財政運営：財政経営に替えるべきでマイナス部分は考えるべき時と思う ● 効果的、効率的な運営に努める ● 総合計画に基づく中長期的な財政計画→健全な運営 ①財源の確保 ②効果的な配分 ③効率的な活用 最小経費で“最良の行政サービス”（「多摩市自治基本条例」から引用）		● 財政の健全性が大事
企業会計原則の導入	● 企業会計 複式簿記の導入（一般的基準で公開） ● 企業会計原則を導入する ● 経営センスの取り込み			● 財政計画を定める（財源の効率的活用のため）
公平な財政負担	● 平等・公平を明確にする（差別化あり）			
民間への移行	● 黒字が見込めるような事業は民間へ移行させる			
国・県との関係	● 国、県との役割を明確にする		● 国の補助金に頼らない財政運営	
効果の確認	● 効果を確認する			
財務会計システム			● 自治ナビ	
余剰金の扱い			● 決算前に不用額が判ったら積立する ● 税収が順調なときに出来るだけ積み立てし、災害に備える ● 予算が余ったらその部署の自由裁量を増やす（横浜市） ● 予算があまり、裏金を絶対に作らないこと	
関心を持とう！				● 市民が財政運営にも関心をもつ ● 税もはらうが口も出す市民、それを受け入れる行政

② グループ

③ グループ

④ グループ

⑤ グループ

財政計画

計画に基づいた 財政計画	● 結果が見えないプランにはお金を出さない			
事業との 相関関係	● 毎年度計画を定め、財政計画を策定			
総合的な視点で	● 市内の中企零細企業の活性化対策と長期の財政 計画の相関関係を明確にする			● 予算(金額)で決定するのではなく、市への貢献度 (ボランティアや環境対策など)も考慮すること(総 合的視点で)

情報公開

わかりやすく	● 財政計画・予算編成・予算執行と決算認定の状況 を市民に分かりやすく公表	● 三河安城駅新幹線周辺の計画の進行とか財政投 入効果がよくわからない		
出資団体	● リスクがわかるようにする			
	● 出資団体などへの支出と出資団体の財務上の関 係を明らかにし、その結果を公表	● 特にデンパークについていくら年間運営費が掛 かっているが計算書ではどの部分かわからない。 一般的に赤字と見るが、どれくらいなのか		● 出資法人の健全性(財政)の担保
各過程での公開	● 出資団体などの経営と市の関係について評価し、 その結果を公表			
		● 財政状況を公表する	● 市債の推移の公表・公報への掲載	● 予算の編成過程を公開する
		● 予算及び決算状況の公表		● 計画段階での公開

財産管理

財産管理		● 適正な財産管理		
------	--	-----------	--	--

㊦ グループ

㊧ グループ

㊨ グループ

㊩ グループ

他の自治体との連携・協力、広域連携

県・国との連携	● 上(国県) 横(他市) 下(自治体・町内会・NPO)との協調	● 国、県、他の地方公共団体と互いに連携し協力する	● 補完性の原理に基づいて連携 ● 道州制導入(2015)を意識 ● 県出先機関と陳情又は予算要求するとき市役所の窓口を通すこと	● 国・県との同等性(対等の立場での調整) ● 県・国との連携←市の方針をきちんとうちだして
他自治体との連携(広域連携)	● 広域行政を推進し、無駄を省く ● 共通する課題を解決するため、他の自治体と連携し、協力するよう努める	● 市は、共通する課題を市民団体・NPO・他市の地方自治体・県・国など連携を図りながら主体的に行動するものとする	● 根羽村と仲良く	● 他の市との連携(広域的に実現するため)
国際交流		● 他の自治体との連携: 広域的な課題の解決(災害対策など)		
碧海5市の連携		● 国際交流	● 海外の姉妹都市と仲良く ● 碧海5市の医療機関の連携強化 災害時における連携を密に ● 碧海5市のバス(あんくる)が互いに連携し、利便性と効率をはかりたい ● 目指せ!! 碧海5市合併 ● 目指せ!! 政令指定都市 ● 五市合併のため各市の団体と協議を繰り返して推進を計る	
横並びはなくそう	● 近隣行政区との横並び行政をしない ● 近隣市との足並みを気にしすぎて事業調整するものかどうかと思う ● 近隣市と類似した施設はつくらない			

各種団体との連携

様々な団体との連携		● 企業、NPO等の民間団体と互いに連携し協力する ● 他の団体との連携: 出資団体・農協・企業・NPO・ボランティア・etc	● 市は共通する課題を解決するため、世界・国・県及び関係地方公共団体(JA・JT・JR・JRA・JA等)と互いに連携をはかりながら協力するよう努めます	
町内会・NPOとの連携	● 町内会、ボランティア団体と連携ができるシステムを確立!! ● 協働の原則を守る ● 特に町内会、NPOとの連携を密に下請け扱いしない ● 自主機関の育成	● 今現在、数が多すぎるので統合し、数を減らすことが必要でないか 町内会を統合する。事務局にて取り扱う各団体等も数を減らすこと、数が多いと、運営面で大変である スリム化をすれば透明になり、年齢が若い人、女性等でも活躍出来るチャンスが出来る。活性化につながる。変化、リスクがあっても全体が良くなる。安体だけではダメ		
JAとの連携			● JAとの連携を深め、地産地消を進めたい	
出資法人への指導・助言			● 執行機関は市が資本金、基本金、その他これらに準ずるものを出資している法人に対し、当該法人の運営がこの章に定める規定の例により行われるよう指導及び助言を行うものとする	
交通機関との連携			● バス等公共交通の連携	
地域との連携			● 地域で解決できることは地域で解決する	

市民との連携

市民との連携				● 機関? 市民との連携を第一とする
--------	--	--	--	--------------------

■ 市民会議 STEP2 グループワークまとめ【21.その他】

② グループ

③ グループ

④ グループ

⑤ グループ

テーマ別の規定

環境	● 水とみどりの環境保全都市		● あんじょう 環境都市 実現の視点を踏まえながら 市長のまちづくり	● 環境の保全と創造 環境の保全と創造について定めます。安城市環境基本条例に基づき、市民、議会、執行機関の取り組みについて定める 安城市においては、条例はじめ環境基本計画等が策定されており、広く市民に知らしめるとともに協働による環境への取り組みをしていくために定める
子ども子育て			● 環境都市にふさわしい市民のあり方を作ってほしい	● 環境首都 ● 環境 ・自然環境・教育環境
市民活動	● 市民活動報償金制度の制定を！！		● こどもを育むことをどこかにいれたい	○ 子どもが健やかに育つ環境
危機管理	● 危機管理			● こどもの権利←市民の権利に入れても具体的な内容は考えていませんが、あってもよいのかなと思った。国連条約にも児童の権利宣言があり、名古屋市や豊田市は「こどもの権利条約」を持っている
宗教	● 宗教についてどのように扱うか			
防災			● 市長及び市議会は、市民及び安心並びに快適な生活を守るため、市民の自主防犯及び自主防災活動を実現するよう努めるものとする	
結婚相談			● 結婚相談センターを作ってほしい	
まちなみ				● 調和のとれたまち（まちなみなどある程度まとまりのあるまち）

賞罰規定

賞罰規定	● 条例違反の取扱い ● 条例に賞罰規定を設ける			
------	-----------------------------	--	--	--

個別の条例について

個別条例	● 条例・計画・審議会等の条例制定 ● 業務委託、派遣職の取扱い条例の制定			
------	--	--	--	--

第三者評価の仕組み

第三者評価				● 第3者による評価の仕組み（外部評価・市民評価）が必要
-------	--	--	--	------------------------------

■ 市民会議 STEP2 グループワークまとめ【分科会で「気づいたこと」「これだけは！」】

㊦ グループ

とにかく 素案をつくる 期限を守る

- 安城は説明しにくいと気づいた
- 安城らしさの条文を入れる
 - ・水とみどり
 - ・水とみどり自然を守る
 - ・文化・教養を
- 環境首都:ごみ減量に特化しない。ふへん性のある
- つくること決めることはむずかしい
- 分をわきまえること。反省と責任(関係者に迷惑をかけない)
- 基本条例策定についての要項(申合せ)を事前に確認して集まる
- 自治基本条例や関係事項を勉強し実力をつけること(他人任せ・評論家ダメ)
- 他班に負けない立派な素案をつくります
- 期限までに必ず「たたき台」を作成します
- 期限と内容を両立する方法を探していこう
- 素案を作成して、会議として統一したものをまとめ、メンバー提案する
- 定例会とは別にグループとしての意見交換が欲しかった

㊦ グループ

「町内会の再生」
↓
そのために次世代リーダーの養成
↓
“幸せ”を感じる

- ①安城の自治を考える上で町内会はかせない
- ②町内会の再生が安城の自治実現のベース
- ③町内会の再生には、NPOの活用と連携がキーワード
- 町内会を支えるシンクタンクが必要ではないか
- 町内会などを担うリーダーの養成「ユースカレッジ」安城市青年大学
- ↑ ↓ 自治の成り主がいらない現状
- 会長・副会長は立候補制にすること

㊦ グループ

補完性の原理

- 補完性の原理に基づいてまちづくりを進める ⑤
- 自然を念頭「地球規模」 ⑤⑦
- 子どもの権利 ⑥
- 議会基本条例。基本原則を定める ⑧
- 議員は政策・立案が仕事。チェック説明責任 ⑧
- 議員さんの出前説明会 ⑧
- 情報公開 ⑭
- 専任の陳情担当者制度。陳情窓口の一本化 ⑯
- 自主財源を確保すること。目的を作った上で ⑯

㊦ グループ

- 市民が自分の利害が見えないと、関心を持たない
税金の使いみちを計画を作成する段階で公開したら？
- 子どもの教育が見える型(かたち)で入れたい